

第20号

公益社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成25年8月20日
 発行者 公益社団法人秋田被害者支援センター
 理事長 内藤 徹
 住 所 〒010-0922
 秋田市旭北栄町1番5号
 秋田県社会福祉会館本館4階
 TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938
 URL <http://www.avc.or.jp>



あいさつ

公益社団法人秋田被害者支援センター 理事長
 内 藤 徹

当センターは、平成25年4月1日付で、秋田県知事から「公益社団法人」の認定を受けることができました。これはひとえに、ご指導を賜りました関係機関をはじめ、援助を賜りました賛助会員・寄附者の方々のおかげであり、衷心から感謝とお礼を申し上げます。

被害者支援については、平成17年12月、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定、平成20年4月には、「改正犯給法」が成立し、法律名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題、その後平成23年3月、「第2次犯罪被害者等基本計画」が策定され、関係機関・団体等がその基本計画に沿って支援に取り組んでいるところであります。秋田被害者支援センターも、秋田県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定を受け、電話相談や面接相談等の各種相談活動や、病院付き添いや公判付き添いなどの直接的支援活動、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を推進してきたところであります。

この度の「公益社団法人化」によって、当センターの被害者支援団体としての新たな形が整いましたが、まだまだ、財政基盤や活動体制に課題があり「公益社団法人」の認定を契機に、支援活動員一同、一層の研鑽を重ねながら、犯罪被害者支援に取り組む所存であります。

今後ともみなさまのご理解とご支援をお願いいたします。

公益社団法人秋田被害者支援センター役員名簿

平成25年7月31日現在

役職名	氏 名	職 業	役職名	氏 名	職 業
理 事 長	内藤 徹	弁護士	理 事	豊田 堯	(医)三愛会秋田東病院理事長
副理事長	沢口 秩子	秋田県女性保護の会会長	理 事	三浦 覚	(一社)秋田県交通安全協会専務理事
副理事長	那波 三郎右衛門	秋田経済同友会代表幹事(那波商店社長)	理 事	細谷 敏夫	(公社)秋田県防犯協会連合会会長
専務理事	茂木 和夫	秋田被害者支援センター事務局長	理 事	齋藤 和樹	日本赤十字秋田看護大学准教授
理 事	舛屋 一	秋田県保護司会連合会顧問	監 事	福士 文友	(税)福士合同会計事務所代表社員
理 事	清水 徹男	秋田大学医学部教授	監 事	佐藤 洋樹	(株)秋田銀行営業企画部次長

～会費や寄附金は、課税優遇措置の対象になります～

「公益社団法人」の当センターにご寄附（贊助会費を含む）をしていただいた場合、税制上の優遇措置を受けることが出来ます。



傾聴を重ね、気持ちを重ね

秋田県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室

主任 反町道夫

毎月第4水曜日の午後6時。設立から10年以上継続している定例研修に参加するため、秋田被害者支援センターの支援活動員等の方々が集まります。私はオブザーバーとしてこの研修に毎月参加させていただいている。

研修のプログラムは多岐にわたり、部外講師を招いての講義から普段の相談業務の場面に基づくロールプレイなど、法律の知識からカウンセリング技術まで、支援活動員の方が企画をして実施しています。定例研修は、犯罪被害者等の方の声を支援活動員一人一人が受容・共感し、さまざまな事情で社会から孤立してしまったがちな犯罪被害者等の方とつながるための大変な研鑽の場となっています。

研修では毎回「傾聴」というキーワードが出てきます。「傾聴」という言葉に触れると私は「愛情の反対は憎しみではなく無関心だ。」というマザー・テレサの言葉を連想します。赤ん坊は言葉は知らなくとも声を上げ、親の関心を引きます。親はその声に耳を傾け、「お腹がすいたのか？オムツが濡れたのか？」と赤ん坊の求めていることを気持ちを重ねて一緒に探し、事態の解決を図ります。一人では何も出来ない赤ん坊の頃から、私たちはこうした経験を積み重ねることで人を信頼し、社会とつながる力を育んでいきます。もし、赤ん坊の声に誰も関心を向けなかつたら・・・。赤ん坊は一人で命を維持できません。声が届かないこと、関心を向けられないことは大きな根源的な不安を生み、人を信頼して社会とつながるという、その人と家族が育んできた力を奪ってしまいます。

支援活動員の方は月に2~3回、1回3時間の相談電話の当番に就いていますが、3時間、たとえ電話が掛かってこなくても、県内の犯罪被害者等に関心を向けて電話の前に座るという営みは大変尊いものだと思います。本年4月に「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行され、県民の責務として「犯罪被害者等のおかれている状況について理解を深め、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害さないよう十分配慮すること。」という条文が明記されました。私たち県民は、もっと犯罪被害者等に関心を向けなければなりませんが、普段の生活において関心を向けなければならないことは日々刻々と変化し、現実には犯罪被害者等に対して十分に関心を向けることはできません。そうした中、秋田被害者支援センターの支援活動員が自分の生活の中の3時間を県内の犯罪被害者等に関心を向けるために使い、交代で関心をつないでいることは、社会全体で犯罪被害者等を支えるという法や条例の理念を体現するものだと思います。

同条例では「犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援すること。」という民間支援団体の責務も明記されています。支援活動員には、今後も傾聴を重ね、気持ちを重ね、犯罪被害者等の方が人と社会とのつながりを実感できる支援を提供することが求められています。これからも犯罪被害者等に関心を向けるという営みを続け、経験を生かし、犯罪被害者等の方と社会のつながりを育む支援を支援活動員一人一人が実践されることを期待します。

■ 25年度研修報告（上期）

◆定例研修

- 4月24日 支援員に求められていること
5月22日 話を“きく”ということ
～傾聴と共感についての再考～
6月26日 電話対応、報告書の書き方について
7月24日 直接支援を学ぶ
～ロールプレイとグループワーク～

◆養成研修

4月18日より実施。現在8名が研修中。

◆県外研修

6月19日～20日

北海道・東北ブロック研修会

青森市 5名参加

6月25日～28日

課題研修（上級）仙台市 1名参加



5月22日 定例研修風景

北海道・東北ブロック研修会に参加して

6月19日・20日、青森市で行われた研修会へ、他4名の方々と参加させていただきました。

小雨の降る中、一台の車に便乗し、4時間程かけて青森市に着く事ができました。

初めてこの研修会へ参加する私にとって、前列に席を当てられた事だけでも緊張の始まりとなりました。

プログラムが進行していくと、最新の法律情報を教示していただきたり、支援活動の事例を伺う事となり、現実の場面に接遇していない私にとって、驚きあり、感動ありの心を動かされた二日間になりました。それでも、むずかしい演題の続く中、ストレスケアの体操や笑いを誘うお話もあり、緊張をほぐしていただきました。

日常は、年齢が否応なしに増していく自分に笑ってごまかす日々です。

諸先輩の方が、体験談や趣味を話してくださいり、私も、他県の方と話をする事ができました。パワフルに活動する方々と同席させていただいた事、うれしく思っております。

今回の開催研修スタッフの方々の気さくな声かけ等に、謙虚な熱意を感じ、またお会いする日がある事を、希んでおります。研修会へ参加させていただき、ありがとうございました。

T・M

今回の研修会は、6月19日及び20日の2日間青森市の国際ホテルで実施されました。

平成25年度、質の向上研修上半期北海道・東北ブロック研修会と位置づけられた研修会には、北海道から3名、東北各県から24名の計27名の参加者があり、秋田からは5名が参加しました。

今回の研修会のねらいについて、青森の堀江専務理事ならびに、宮城の大場事務局長の挨拶で「質の向上研修会」さらに「レベルアップのための研修会」にしたいとの説明がありました。また、青森の田崎理事長の挨拶では、「青森としては、初めての研修会であり全国どこに行っても同じ質の内容の研修を受けられることを目的とし、更には各センターのこれまでの経験を共有することのきっかけになれば良いと考えている。また、この機会に人の人生経験を盗むような心構えで取り組んで欲しい」との話がありました。

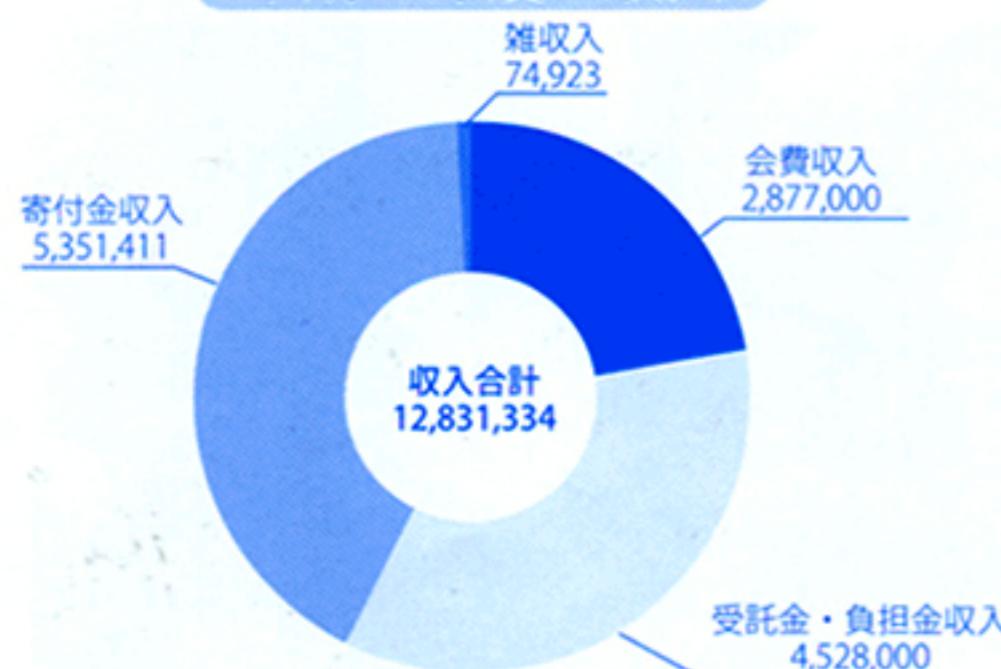
講義の内容としては「リスニング技術」「傷害事件被害者家族の病院・役所への付添い支援」「支援者のメンタルヘルス」など多岐に亘る内容で、ロールプレイやグループワークの他、講師の方々の高度で良く練られた講義を受けることが出来、大変勉強になりました。

初めての参加でしたが、北海道並びに東北各県のセンターの活動状況を知る機会を得ることが出来、大変参考になりました。

H・S

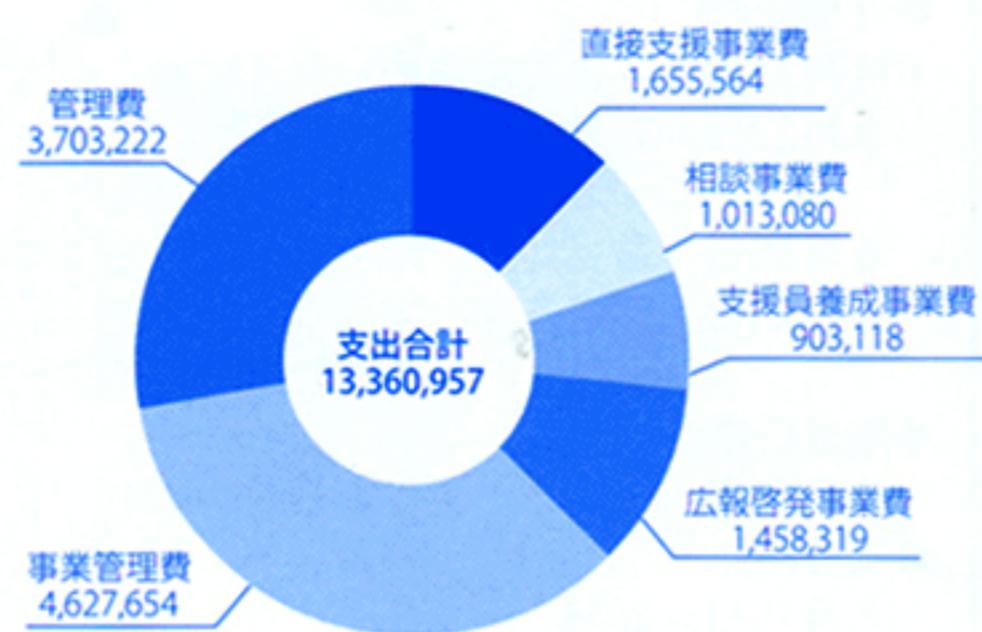
平成24年度 事業報告

平成24年度 収入

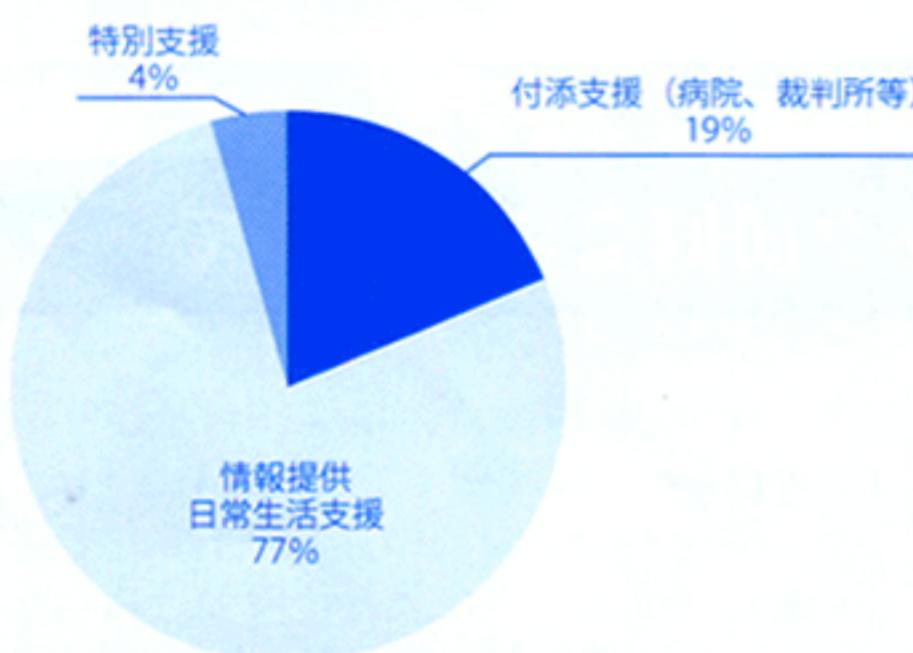


平成24年度 支出

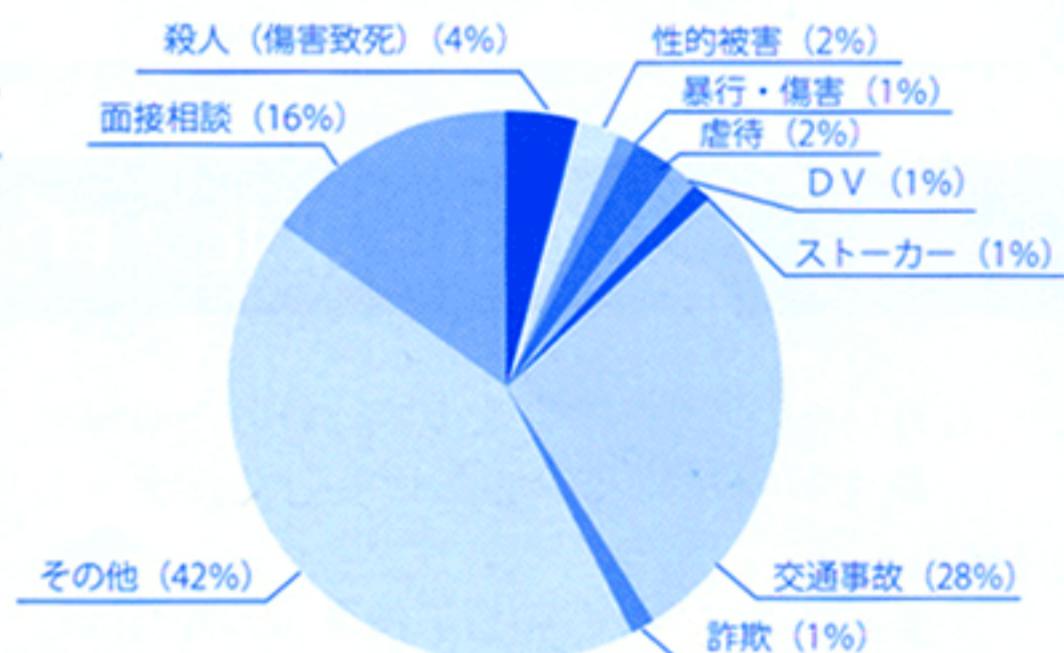
(単位:円)



直接的支援状況



相談受理状況



(小数点以下は切り捨て)

付 添 支 援 (病院、裁判所等)	39件
情 報 提 供 日 常 生 活 支 援	159件
特 別 支 援	9件
合 計	207件

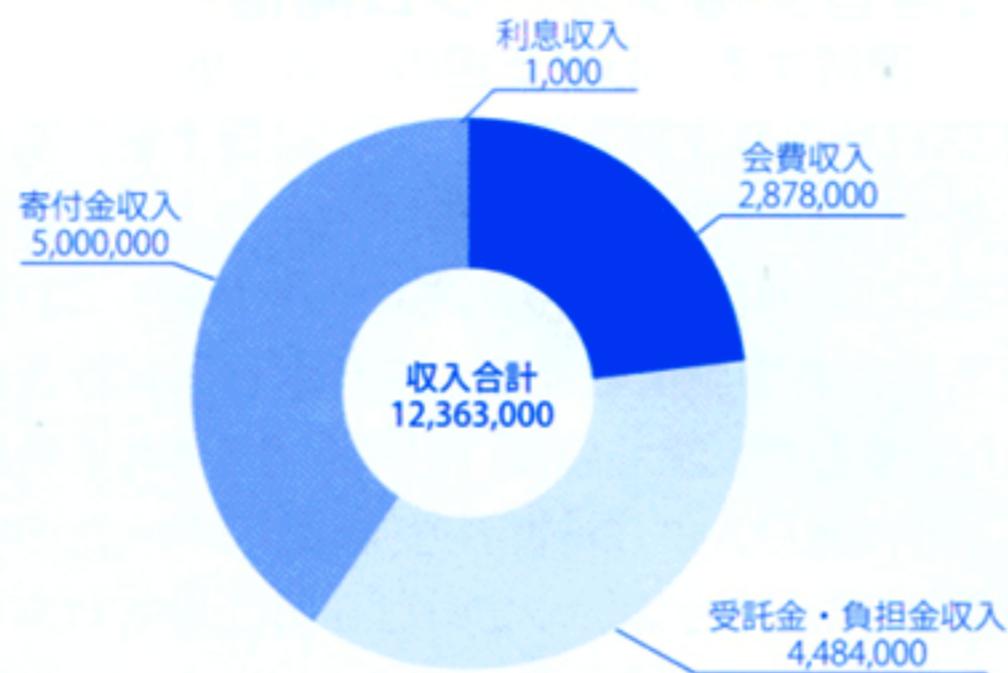
殺人(傷害致死)	18件	交 通 事 故	115件
性 的 被 害	10件	詐 欺	6件
暴 行 ・ 傷 害	5件	そ の 他	174件
虐 待	10件	面 接 相 談	61件
D V	6件		
ス ト ー カ ー	5件	合 计	410件

【主な事業】

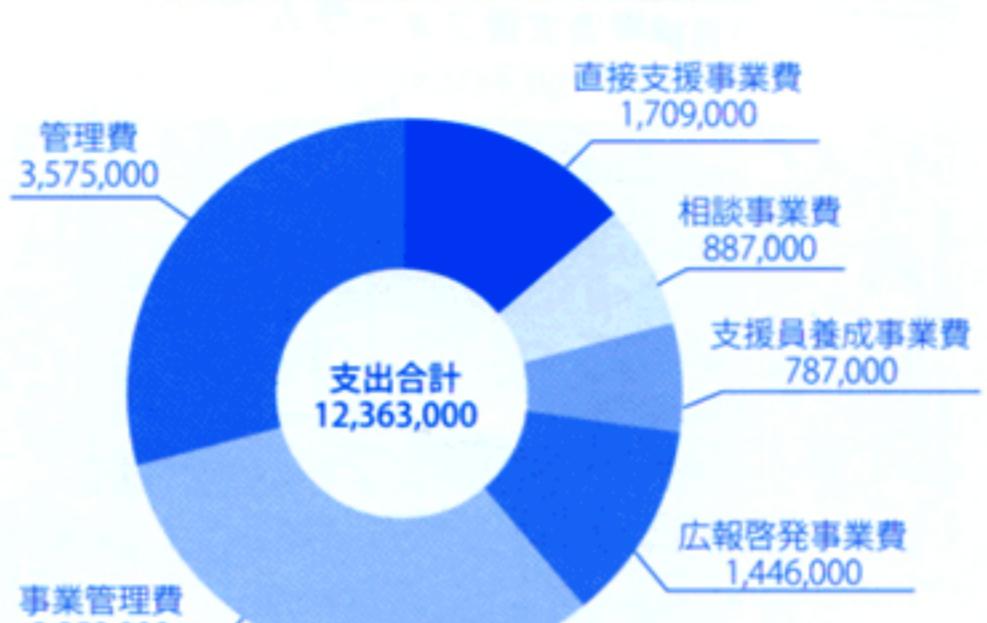
被害者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談は349件で、面接相談は61件の計410件。電話相談の地域別では中央地区34%、県北地区29%、県南地区17%、不明20%。 直接的支援は、付き添い支援39回、情報提供・日常生活支援159回、特別支援9回の計207回あり、支援員延べ316名が従事。 被害者自助グループ支援を実施。
研 修 事 業	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第4水曜日の定例研修会等支援活動員研修を12回開催。全国研修会等の県外研修・セミナーに5回参加。 支援員養成講座を修了した中から、2名を新たに支援活動員として認定。
広 報 啓 発 事 業	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙18号・19号を発行し、賛助会員や関係機関・団体等に配布。 犯罪被害者支援の日にむけた「遊学舎まつり」や秋田県種苗交換会をはじめとし、各種のキャンペーンにおいて、街頭広報を13回実施。 各関係機関や県内の各種団体・施設での講話会を11回開催。
調 査 研 究 事 業	<ul style="list-style-type: none"> 全国被害者支援ネットワーク主催の研修会等に5回参加。 市町村や県を対象に総合的対応窓口担当者研修会を県北、中央、県南で開催。 各関係機関との連携活動に9回参加。

平成25年度 事業計画

平成25年度 予算収入



平成25年度 予算支出



平成25年度事業計画

事業名	事業項目	内 容
1 被害者支援事業	1 直接的支援活動の推進	<p>1) 犯罪被害相談員が面接、付き添い及び関係機関の紹介、物品の供与又は貸与、日常生活の支援等を行う。</p> <p>2) 特別支援事業 被害者は、再被害に対する恐怖や不安を抱いている。特に性犯罪やストーカー行為等の被害者は、心身共に極めて重い被害を受けているほか、転居を余儀なくされたり、妊娠検査費、治療費等の経済的負担も強いられていることから、その費用について限度枠内で補助する。</p> <p>3) 犯罪被害者等給付金の申請手続き補助を行う。</p>
	2 電話相談活動の推進	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前10時～午後4時
	3 面接相談活動の推進	随時犯罪被害相談員による面接相談を行うほか、弁護士、精神科医、臨床心理士に相談委員を委嘱し、専門的立場から相談に応じる。（予約制）
	4 犯罪被害者等自助グループ支援	被害態様別により多くの被害者等への支援活動を推進する。
2 研修事業	1 被害者支援活動員研修	支援活動員の資質向上を図るため、毎月第4水曜の定例研修会のほか、各種研修などを推進する。
	2 新規支援活動員育成のための養成講座	一般公募により支援活動員の募集活動と養成講座を開講する。（平成25年度は8名が養成講座受講中）
3 広報啓発事業	1 広報啓発活動	<p>1) 機関紙、リーフレット、ホームページ等での情報発信や、マスメディア等を活用し広報する。</p> <p>2) 各種キャンペーン等で街頭広報を実施する。</p>
	2 賛助会員の拡大	被害者支援に対する理解を深め、支援活動に賛同する会員の拡大。
4 調査研究活動	1 全国被害者支援ネットワーク関連活動	<p>1) 全国被害者支援ネットワーク等との連携を深め、被害者等の実態に対応した施策を推進する。</p> <p>2) 各種研修会等に参加し、能力の向上に努める。</p>
	2 関係機関連携活動	「秋田県犯罪被害者等支援条例」に基づき市町村等の総合的対応窓口担当者等の研修会を開催し、適切な支援が行われるよう努めるほか、県、市町村、県警察等の関係機関・団体との連携を深める。

広報啓発活動



犯罪被害者支援フォーラム開催

～理解する 心が支援の 第一步～

6月23日秋田県庁第2庁舎にて、県警主催、県、当センター共催の犯罪被害者支援フォーラムが開催されました。「犯罪被害者支援のあゆみ」と題して、内閣府犯罪被害者等施策推進室 室長 杵淵智行氏が講演を行いました。講演の後、犯罪被害を考える映画として、通り魔殺人事件被害者遺族 市瀬朝一氏の実話を映画化した「衝動殺人 息子よ」が上映されました。会場前のホールでは、ミニ生命のメッセージ展や当センターの被害者遺族からのメッセージパネルを掲示し、訪れた多くの県民に被害者支援に対する理解と協力を訴えました。



犯罪被害者支援に係る 総合的対応窓口担当者研修会開催

6月27日秋田県庁第2庁舎で、県主催の犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会が開催されました。研修会には、市町村職員、県職員、警察署員、当センター支援活動員等91人が参加。はじめに、交通死亡事故被害者遺族 大崎礼子氏が「娘を失って～被害者支援と理解を求めて」と題して講演を行いました。研修会では、県から本年4月施行された秋田県犯罪被害者等支援条例の概要説明があり、当セ

ンターからは、参加者に対し、「電話相談時の対応要領や注意点」と題して講義を行ないました。また、県警犯罪被害者支援室からは、「市町村の取組事例紹介」などがあり参加者は、被害者支援に対する認識を新たにし終了しました。



「犯罪被害を考える日」イベント開催

秋田県は「秋田県犯罪被害者等支援条例」において、犯罪被害者等の支援に対する県民の皆様の理解を深めて頂くため、6月30日を「犯罪被害を考える日」としました。当日はイオンモール秋田セントラルコートにおいて「犯罪被害を考える日・ミニ生命のメッセージ展」や犯罪被害者等への手紙の展示などをを行い、大勢の買物客等に犯罪被害の防止を訴えるとともに当センターの広報・啓発キャンペーンも行いました。

支援センターの運営を
支えてくださる皆様

ご協力ありがとうございます。

【会員状況】

私達の活動は、皆様の正会員費や賛助会費等で支えられています。

平成 25 年 7 月 10 日現在の会員数は、正会員 47 名、賛助会員団体 508、個人賛助会員 278 名となっております。

被害者支援の活動と運営を継続するため、お知り合いの方へ賛助会員になっていただけるよう働きかけをお願いします。

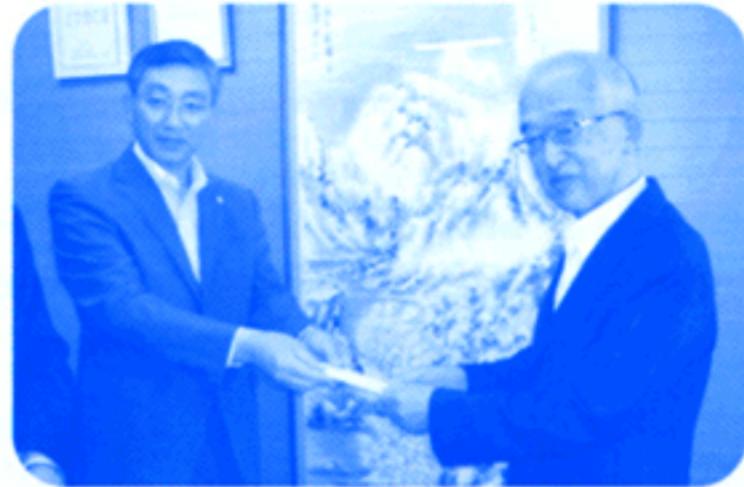
【県内各市町村からの財政支援】

平成 25 年度も、県内の各市町村から負担金等として総額 234 万円のご支援をいただきました。ありがとうございました。被害者（その家族を含む）の方への支援に大切に使わせていただきます。

財政支援に感謝いたします

多大なるご寄附心より感謝申し上げます

■秋田県空調衛生工事業協会様



■株式会社アマノ様

■一般財団法人秋田県警察職員互助会様

清涼飲料水等自動販売機による寄附

- みちのくキャンティーン(株) 様
- みちのくコカコーラボトリング(株) 様
- サントリービバレッジサービス(株) 様
- ネオス(株) 様
- ダイドービジネスサービス(株) 様
- 大館ヤクルト販売(株) 様
- 横手ヤクルト販売(株) 様
- (株) 菅生商店 様

(順不同)

犯罪被害者等支援のパートナーになってください

～寄附金付自動販売機の設置にご協力をお願いします～

(公社) 秋田被害者支援センターでは、売上金の一部が犯罪被害者等支援に活用される清涼飲料水の寄附金付き自動販売機を設置してくださる方々を募集しています。ご協力をお願いいたします。



ご連絡は

公益社団法人 **秋田被害者支援センター**

〒010-0922

秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館・4F

TEL 018-893-5935
FAX 018-893-5938

犯罪被害者等支援協賛自動販売機
この自動販売機の売上金の一部は犯罪被害者、交通事故被害者等の支援として寄附されます。



AKITA VICTIM SUPPORT CENTER
秋田県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 秋田被害者支援センター

(公社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集!

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援活動員は、ボランティアです。会員の方には、センターだより、講演会、フォーラム等のご案内を差し上げます。

(公社)秋田被害者支援センターの活動の主旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

◆個人 人: 1口 1,000円 (各口座共通) 公益社団法人秋田被害者支援センター

◆法人又は団体: 1口 5,000円 秋田銀行 本店 普通 No.476400

※1口以上、何口でもお願い致します。 北都銀行 本店 普通 No.0953069

郵便振替口座 No.02220-6-80225

公益社団法人秋田被害者支援センターの活動内容

交通事故や犯罪等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。

当センターは、支援活動員や弁護士、医師、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

安心して相談できる場所

●電話相談

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、市民の立場に立った支援活動を行います。



●面接相談

犯罪被害相談員により随時行っております。必要に応じて専門家(弁護士・臨床心理士等)が対応いたします。(要予約)



●付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、病院や法廷への付き添いなど、直接的な支援を行います。



一人で悩まないで、まずはお電話をおかけください。

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 **秋田被害者支援センター**

[相談電話]

0120-62-8010

018-893-5937

月曜日～金曜日 午前 10:00～午後 4:00
(祝日・年末年始を除く)

●特別支援

性犯罪及びストーカー行為、傷害等の被害者に対する治療費及び転居費用等の補助を行います。

●犯罪被害者等給付金申請補助

犯罪被害者等給付金申請の補助手続をします。

●自助グループへの支援

交通死亡事故被害者の会(自助グループ)の被害者同士が集う交流の場の提供や、活動の支援を行います。

●広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

●支援活動員の育成

犯罪被害相談員・支援活動員の養成を目的として基礎研修、実地研修を継続的に行うほか、専門講師の指導を得て、相談受理等、支援技術の向上を図っています。

編集後記

平成25年度は社団法人から公益社団法人へと移行準備に追われつつスタートし、担当者の奮闘の甲斐あって差なく公益社団法人秋田被害者支援センターとして生まれ変わりました。本号においても代表理事の挨拶を掲載いたしました。

景気が幾分上昇傾向に向かいつつあるようです。我々の生活にも良い影響を及ぼしてくれることを期待し、生活安定が犯罪の発生を減少することに繋がればと願っております。

「たより20号」をお届けいたします。(A・S)